

**【令和8年度処遇改善加算 届出期限】**

令和8年度介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、処遇改善計画書及び体制届（加算届）を下表の期限までに提出してください。

- 旧加算対象サービス（居宅系）：訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション
- 旧加算対象サービス（施設系）：（介護予防）特定施設入居者生活介護（※）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護

※（介護予防）特定施設入居者生活介護の体制届提出期限について、本表の対象となるのは軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅のみです。**有料老人ホームの体制届提出期限については、施設支援課有料老人ホーム担当（03-5320-4296）にご確認ください。**

- 新設区分対象サービス：（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション

サービス区分	R8.3末時点の 加算算定	R8.5末時点の 加算算定	届出区分	算定開始月 区分変更月	届出種別	サービス種別	提出期限
旧加算対象サービス	○	○	継続	継続	体制届	居宅系サービス	-
					体制届	施設系サービス	-
旧加算対象サービス	○	○	変更	4月	計画書	全サービス	4/15
					体制届	居宅系サービス	4/15
旧加算対象サービス	○	○	変更	4月	体制届	施設系サービス	4/15
					体制届	全サービス	4/15
旧加算対象サービス	○	○	変更	5月	体制届	居宅系サービス	4/15
					体制届	施設系サービス	5/1
旧加算対象サービス	○	○	変更	5月	計画書	全サービス	4/15
					体制届	居宅系サービス	5/15
旧加算対象サービス	○	○	変更	6月	体制届	施設系サービス	6/1
					体制届	全サービス	4/15
旧加算対象サービス	×	○	新規	4月	計画書	全サービス	4/15
					体制届	居宅系サービス	4/15
旧加算対象サービス	×	○	新規	4月	体制届	施設系サービス	4/15
					体制届	全サービス	4/15
旧加算対象サービス	×	○	新規	5月	計画書	全サービス	4/15
					体制届	居宅系サービス	4/15
旧加算対象サービス	×	○	新規	5月	体制届	施設系サービス	5/1
					体制届	全サービス	4/15
旧加算対象サービス	×	×	新規	6月	計画書	全サービス	6/15
					体制届	居宅系サービス	6/15
旧加算対象サービス	×	×	新規	6月	体制届	施設系サービス	6/15
					体制届	全サービス	6/15
新設区分対象サービス	×	×	新規	6月	計画書	全サービス	6/15
					体制届	居宅系サービス	6/15

**【注意点】**

○旧加算の加算Ⅰ→新加算の加算Ⅰイ、及び、旧加算の加算Ⅱ→新加算の加算Ⅱイの変更については継続扱い（継続算定）になりますので、体制届の提出は不要です。それ以外の区分変更はすべて体制届の提出が必要ですのでご注意ください。

○複数事業所の計画書を一括で作成する場合、計画書は一番早い提出期限までに提出し、体制届は各期限までに提出してください。

【例】旧加算対象のA事業所は継続算定、旧加算対象のB事業所は6月から区分変更、新設区分対象のC事業所の計画書を一括して作成する場合  
⇒計画書提出期限は4/15、体制届提出期限はA事業所が提出不要、B事業所は5/15（施設の場合は6/1）、C事業所は6/15となります。

サービス区分	R8.3末時点の 加算算定	R8.5末時点の 加算算定	届出区分	算定開始月 区分変更月	届出種別	サービス種別	提出期限
旧加算対象サービス 《A事業所》	○	○	継続	継続	体制届	居宅サービス	-
					体制届	施設サービス	-
旧加算対象サービス 《B事業所》	○	○	変更	6月	計画書	全サービス	4/15
					体制届	居宅サービス	5/15
旧加算対象サービス 《B事業所》	○	○	変更	6月	体制届	施設サービス	6/1
					体制届	全サービス	4/15
新設区分対象サービス 《C事業所》	×	×	新規	6月	計画書	全サービス	6/15
					体制届	居宅サービス	6/15